平成２２年（フ）第２６５号
愛知県豊橋市若松町字中山443番地
債務者　宇野　公康
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４４７号
長崎県長崎市油木町52番地13
債務者　中尾　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　朋子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３７号
愛知県小牧市大字二重堀675番地１　ラビデンス小牧南館506号
債務者　小川きよ子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　友就
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４１号
岐阜市野一色町５丁目７番９―103号　ネオステージ野一色
債務者　正村　良一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
山口市穂積町５番13号
債務者　手打ち中華そば侍こと　山根　　敦
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目31番16号　トーマスマンション泡瀬Ⅱ202号室
債務者　煤孫有史良
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２３６号
神戸市須磨区緑が丘２丁目29番16号春方、従前の住所神戸市長田区池田広町15番地の４
債務者　石川金型彫刻所こと　石川　洋三
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
北海道伊達市舟岡町96番地130
債務者　伊藤　孝広
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　一般調査期間　平成22年11月24日から平成22年12月７日まで
6　免責意見申述期間　平成22年12月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
北海道旭川市永山２条12丁目１番８号
債務者　佐々木　明
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月８日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５５号
さいたま市西区三橋６丁目348番地、旧住所さいたま市西区プラザ23番３号
債務者　池田　孝夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　生子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８２８号
大阪市平野区瓜破１丁目４番15号　シェモワ３番館209号
債務者　信清　禮子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３７号
神戸市垂水区名谷町字北野1922番地の１ヴィレッジ南川204号
債務者　松岡　和昭
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　展也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３９号
青森県八戸市白銀５丁目11番地７、前住所青森県八戸市大字白銀町字三島下79番地179　ファンタジア203号
債務者　萱守　剣一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第３９号
岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口２丁目１番34号
債務者　佐々木春子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第８２号
秋田県湯沢市秋ノ宮字椛山22番地１
債務者　菅　　由恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
秋田地方裁判所横手支部